

事業主および加入する被保険者、被扶養者の皆さまへ

令和 2年 4月 8日
東京都電機健康保険組合

「緊急事態宣言」に伴う当組合の対応について

日頃より当組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまもご承知のとおり新型コロナウイルス感染症拡大により、政府からの「緊急事態宣言」が発令されたところです。また、今後、東京都からは「緊急事態措置」が発令される予定です。

これを受け、当組合においても、加入する被保険者、被扶養者の皆さまや組合職員の安全確保を第一と考え、通常どおりの業務を実施することは困難な状況となっております。

については、下記のとおり、人と人との接触を避けるなど、感染拡大を防ぐための業務の制限等を実施いたしますので、加入する皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

「不要不急」の外出を控え、併せて「人と人との接触」も避けるなど、感染拡大を抑止する措置となります。

1	窓口による 受付業務について	組合窓口による受付業務を縮小しております。各種届出書、申請書の提出については、郵送でご送付いただくようお願いいたします。 ※当面の間、継続させていただきます。 ※保険証の発行、保険給付金の支給は通常どおりです。
2	直営保養所の休館及び 新規予約の停止	直営保養所を「緊急事態宣言」期間中は休館いたします。 ※詳しくは コチラ をご確認ください。
3	大宮運動場の利用停止 及び新規予約の停止	野球場、テニスコートを「緊急事態宣言」期間中は利用停止といたします。※詳しくは コチラ をご確認ください。
4	健康推進事業の停止	事業所訪問事業など急を要しない事業の一時停止

また、上記以外についても、業務制限等を考慮せざるを得ない状況となった場合、即時にご案内申し上げます。

加入する皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

以上

この案内は、令和2年4月8日に事業主宛お送り
しましたものと同様のものです。

「緊急事態宣言」に伴う緊急対策について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の保健事業につきましては、組合員の皆様の健康を第一に、疾病を防ぐという観点から、早期発見・早期治療を目的とした健診事業、心身のリフレッシュや健康保持増進を目的とした施設事業等を行っております。

しかしながら、報道等でご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、4月7日には東京、神奈川、埼玉等7都府県に「緊急事態宣言」がなされました。

当組合といたしましては、この度の国の方針を踏まえ、何より加入員の皆様の安全確保の観点から、下記のとおり、該当地域にございます当組合保健施設の利用の制限をさせていただきます。

日頃より当組合の保健事業をご利用いただいている皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

- 直営保養所

「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」とも、5月10日まで休館。

- 大宮運動場

野球場・テニスコートとも、5月10日まで利用停止。

※なお、5月11日以降利用分につきましては、下記のとおりといたします。

- ・5月11日から5月末日までの新規予約の受付は行いません。

- ・保養所の6月のご利用分は通常通り5月1日より電話にて順次お受けいたします。

—今後の状況等により、変更となることもございます。その際には改めてお知らせいたします。ご承知おきくださいますようお願いいたします。—

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課 03-3834-7216